

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 5 月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第31号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 1～20 [略]	附 則 1～20 [略] 21 <u>平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第38条第2項及び第3項並びに第39条第2項の規定の適用については、第38条第2項中「100分の140、」とあるのは「100分の125、」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」と、同条第3項中「「100分の140」とあるのは「100分の75」とあるのは「「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「「100分の120」とあるのは「100分の65」とあるのは「「100分の110」とあるのは「100分の60」と、「100分の140」とあるのは「100分の75」と、第39条第2項第1号中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」と、同項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の30」と、「100分の45」とあるのは「100分の40」とする。</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年岩手県条例第49号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 1～23 [略]	附 則 1～23 [略] 24 <u>平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第29条第2項及</u>

び第3項並びに第30条第2項の規定の適用については、第29条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、同条第3項中「「100分の140」とあるのは「100分の75」」とあるのは「「100分の125」とあるのは「100分の70」」と、第30条第2項第1号中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、同項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の30」とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年岩手県条例第62号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 1～3 [略]</p>	<p>附 則 1～3 [略] <u>4 平成21年6月に支給する期末手当に関する第6条第2項の規定の適用については、同項中「100分の160、」とあるのは、「100分の145、」とする。</u></p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第4条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 1～4 [略]</p>	<p>附 則 1～4 [略] <u>5 平成21年6月に支給する期末手当に関する第9条第2項及び第3項の規定の適用については、同条第2項中「100分の160、」とあるのは「100分の145、」と、同条第3項中「「100分の160」と、」とあるのは「「100分の145」と、」とする。</u></p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- 知事は、平成21年6月の期末手当及び勤勉手当を次の表の左欄に掲げる規定により算定することとした場合における当該規定に規定する割合とそれぞれ同

表の右欄に掲げる規定によりこれらの手当を支給する際に現に用いられる当該規定に規定する割合との差に相当する割合に係るこれらの手当の取扱いについて、この条例の施行後に人事委員会が行う平成21年度の期末手当及び勤勉手当に係る勧告の内容等を踏まえ、必要な措置を講ずるものとする。

<p>第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例(以下この表において「改正前の給与条例」という。)第38条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)</p>	<p>第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例(以下この表において「改正後の給与条例」という。)附則第21項の規定による読替え後の改正後の給与条例第38条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)</p>
<p>改正前の給与条例第39条第2項</p>	<p>改正後の給与条例附則第21項の規定による読替え後の改正後の給与条例第39条第2項</p>
<p>第2条の規定による改正前の市町村立学校職員の給与等に関する条例(以下この表において「改正前の給与等条例」という。)第29条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)</p>	<p>第2条の規定による改正後の市町村立学校職員の給与等に関する条例(以下この表において「改正後の給与等条例」という。)附則第24項の規定による読替え後の改正後の給与等条例第29条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)</p>
<p>改正前の給与等条例第30条第2項</p>	<p>改正後の給与等条例附則第24項の規定による読替え後の改正後の給与等条例第30条第2項</p>
<p>第3条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第6条第2項の規定による読替え後の改正前の給与条例第38条第2項</p>	<p>第3条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例附則第4項の規定による読替え後の同条例第6条第2項の規定による読替え後の改正後の給与条例第38条第2項</p>
<p>第4条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下この表において「改正前の任期付職員条例」という。)第9条第2項の規定による読替え後の改正前の給与条例第38条第2項</p>	<p>第4条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下この表において「改正後の任期付職員条例」という。)附則第5項の規定による読替え後の改正後の任期付職員条例第9条第2項の規定による読替え後の改正後の給与条例第38条第2項</p>
<p>改正前の任期付職員条例第9条第3項の規定による読替え後の改正前の給与等条例第29条第2項</p>	<p>改正後の任期付職員条例附則第5項の規定による読替え後の改正後の任期付職員条例第9条第3項の規定による読替え後の改正後の給与等条例第29条第2項</p>